

令和3監第1号  
令和3年6月25日

国立研究開発法人理化学研究所  
理事長 松本 紘 殿

国立研究開発法人理化学研究所  
監事（常勤） 松尾 康博  
監事（常勤） 石井 康彦

令和2年度に係る監事監査（定期監査）の結果について

標記のことについて、別紙のとおりまとめましたので、独立行政法人通則法第19条第4項及び同法第38条第2項並びに国立研究開発法人理化学研究所監事監査要綱第8条（監査結果の通知等）に基づき通知します。

なお、併せて、文部科学大臣に対する監査報告は、監事から、別紙と同一の内容をもって、行うことを報告します。

## 令和2年度に係る監事監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という)第19条第4項及び同法第38条第2項の規程に基づき、国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という)の令和2年事業年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の業務、事業報告書及び決算報告書並びに連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政サービス実施コスト計算書及び連結付属明細書)について監査を行ったので、下記のとおり報告します。

### I. 監査計画

#### 1. 監査の種類

定期監査

#### 2. 監査実施期間

令和2年4月1日から令和3年6月25日まで

#### 3. 監査重点項目

中長期計画及び年度計画を踏まえた令和2年度における業務の実施状況に関する監査で、リスク認識に基づく内部統制・研究マネジメント・効率的な業務運営に重点を置く。

#### 4. 監査の方法及びその内容

各監事は、令和2年度監事監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、経営企画部(業績評価の担当部門)その他職員(以下「役職員」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努め、業務の執行状況については、書面監査、Webシステムによる監査、実地監査並びにこれらの併用によって監査を実施し、必要に応じて、説明を求めた。また、監事が必要と認める場合には、理事・理事長に意見を述べるとともに是正の措置を求めた。

具体的には、①関係諸法令及び規程、規則等の実施状況、②重要施策の実施状況、③組織及び制度全般の運営状況、④人事・健康管理の状況、⑤予算、事業計画及び資金計画の実施状況、⑥現金等の出納及び処分の状況、⑦資産の取得、管理及び処分の状況、⑧安全管理室業務の状況、⑨保有個人情報の管理状況、⑩業務システム、⑪情報セキュリティに関する状況、⑫安全、法令とコンプライアンス遵守状況、⑬第四期中長期計画開始後3年目にあたり、新しい体制による研究・事業運営状況、更には、⑭研究成果を早期に社会還元する目的で設立した(株)理研鼎業、及び(株)理研数理の事業状況について、監査を実施するとともに、理事会議、理研戦略会議、センター長会議、その他重要な会議に出席し、

役職員から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

監事監査対象の選定については、本部組織、主要な研究開発組織(開拓研究本部、生命機能科学研究センター、生命医科学研究センター、計算科学研究センター、革新知能統合研究センター、放射光科学研究センター等)、事業所(和光事業所、横浜事業所、神戸事業所等)、けいはんな地区を始めとした科学技術ハブネットワーク、新設の(株)理研鼎業並びに(株)理研数理においての実情、活動状況、更には、解決すべき課題等を把握する必要性を認識して、令和2年度監査等実施計画を策定、理事長に通知した後、その計画に基づき、各部門の業務実施状況、財産の状況及び主務大臣に提出する書類等を調査・確認した。

また、特記すべき事項として、以下の2点についても着目して監査を実施した。

(1)役員(監事を除き、以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法に適合することを確保するための体制、その他の研究所業務の適正化と効率化を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、更に、第四期中長期計画においての内部統制システムの実行状況についても、役職員等から、その整備・運用状況・計画につき報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

(2)当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の執行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II. 監査の結果等

監事監査要綱、監事監査実施要領、令和元年度監事監査計画に基づく定期監査を実施した結果、以下のとおりと認められる。

### 1. 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているか、また次期中長期計画においての体制整備計画について

(1) 研究所の業務は、法令等に従い適正に実施され、中長期計画、年度計画に沿い、概ね効果的かつ効率的な運営が行われていると認めるが、現体制で臨む最終年度の令和3年度を控えて在宅勤務強化の状況下にも拘わらず、多数の新規活動が加速して実施

されており、複数の職員の疲労も見える。令和4年度は、役員人事も刷新されると推察するが、新体制によって、現在実施している活動事案を新しい視点で再評価し、有益な事案は更に促進し、課題事案は、中止・延期する等の違う視点からの判断をお願いしたい。

(2) 理研ベンチャーとしての(株)理研数理の業務執行状況－数理を活用したビジネスモデル推進  
理研の数理科学分野における産業界のフロントとして、令和2年10月1日、JSOL50%、理研グループ50%の分担、計300万円の資本金で(株)理研数理が発足、理研と産業界との連携強化を通じ、迅速なシーズ・ニーズの発掘・研究推進・事業化や実用化による課題解決・社会貢献を本業として、常勤役員1名と非常勤社長・社外取締役2名等含め、計6名の体制で業務を開始した。

①令和2年度売上は、計画20.6百万円に対し、実績18.3百万円、純利益計画0.6百万円の赤字に対し、実績1.8百万円(9.8%)の黒字で順調、具体的な事業計画と低い固定費が健全な事業結果に繋がっている。中期計画も対象分野拡大計画に基づき、第4期までの4ステップの具体計画を策定、第1期のステップ1は、順調に進んだが、予期せぬ結果不調の際の撤退検討基準も設定し、プロとしての事業展開がなされている状況が明確に見える。

②活動実績は、iTEMS 関連、R-CCS 関連、MIH 関連で、そして20社を超える民間企業へのアプローチが、具体的に展開されており、更に次年度は、7項目の具体的な柱に対し、活動中。JSOL で培った産学への人脈・ネットワーク・人材・経験を駆使し、成果拡大と創生に向けた活発な事業展開が進められており、既に、会社として自立化していて、今後が期待できる。

(3) イノベーション事業法人としての(株)理研鼎業の業務執行状況

令和元年12月、理研鼎業が発足、A)産業界との連携促進及び成果の社会への還元、B)また、新たな研究資金確保を目的として、TLO 活動・ベンチャー支援活動・共同研究促進活動・企業共創活動の4事業構成を取り、ライセンス業務と知財関連業務は理研から業務委託を受けて生活費を得る体制とし、社長含め、40名で事業を開始した。

①令和2年度収入は、共創事業収入44百万円を含み、計画740百万円に対し、実績366百万円で達成率49%、固定費を除いた営業利益も計画199百万円に対し、実績109百万円で未達、ただし、当該利益は、理研グループ内の資金流動結果の剰余金の位置付けとなる

②業務内容を見ると、共同研究契約締結・ライセンス業務の遅れを解消するため、複数名の新規雇用があった事等で、令和3年5月1日時点で52名まで増加、固定費は、増加の一途を辿るが、研究者との連携も薄く、業務効率も悪い。結果として、当初の目的達成のための具体的な活動、自立化に向けた活動が見えて来ない状況が継続している事が、懸念事項。

③令和3年度事業計画は、収入580百万円(58%増)、固定費516百万円(101%増)の更なる拡大計画だが、計画達成の具体的な方策が良く見えない事、かつ理研からの委託費のみに依存する体制での人員増・固定費増は経営リスクが大きい。令和3年度も令和2年度の失敗を繰り返し、再度の計画大幅未達で、かつ自立化が見えないのであれば、事業内容見直し・体制の再編とスリム化・低固定費化が必須と考えられ、令和3年度は、事業内容の是非と見直しの要否を判断する最終年度とする必要がある。

#### (4) 研究センターの活動状況－革新知能統合研究センターの事例

本研究センターは、平成 28 年(2016 年)4 月に 10 年間のプロジェクトとして発足後、5 年が経過、この期間を振り返ると、様々な成果も出ているが、課題と改善点も表面化している。①日本橋拠点を中心に複数の地域大学拠点間との研究ネットワークと民間企業との連携センター構築を実現、令和 1 年 10 月のピーク時点は、客員含め、823 名が在籍、53 研究室・4 連携センターで活動を展開し、成果報告も多数あった。②しかし、令和 3 年 4 月時点では、626 名の体制で、研究室もピークの 53 から 44 に減少。連携センター含めた PI の数も 58 名から 47 名に減少した。戦略に基づく重点テーマ 5 項目に変更はなく、それに基づいた研究展開を遂行中だが、研究人材の育成と人員増の観点からは、活動範囲の拡大も必要と推察する。③交付金・補助金・受託事業費・科研費を合わせた年度予算は、40 億円程度で変化はないが、執行率が、年々低下しつつあり、今年度は、3.2 億円の補助金繰り越しがあるものの、80%を下回った。主原因は、執行額の 94%を占める人件費と機器購入等の契約件数と金額の減少にある。④一方、令和 2 年度の研究成果発信状況を見ると、11 報の論文発表、20 件を越えるプレス発表、6 件のシンポジウム開催、更に多数の企業・大学・そして理研内の他センターとの共同研究・連携等々、活動が活発な面も見える。全体を俯瞰して、費用執行面等から見て、研究体制に更なる改善の余地がある事は、研究センター内でも認識し、議論も始まっていて、プロジェクト期間の 10 年間終了時にあるべき姿を議論し、今後の組織の在り方や活動内容の変更と追加の要否につき検討し、実行していくとの事、是非、予算・人材含めた更なる有効な資源活用の戦略・方策を詳細に具体化し、大きな成果へ繋げて頂きたい。

#### (5) 情報セキュリティー体制の強化

- ①平成 29 年 4 月に情報システム部が発足、ネットワークに関して、4 月よりネットワークトラフィック可視化システム運用を開始、インシデント発生時の追求性が向上し、10 月末からは、通信遮断システムを持つマルウェア監視システムも運用が開始され、令和 2 年度においても、当該システムは十分に機能しており、内部における不正通信検出と遮断、また、ウイルス等の外部からの攻撃に対しても、即時遮断・攻撃元把握等の対応を実施しており、ネットワーク遮断後の機能回復、理研内への注意喚起も合わせて実施している → 令和 2 年度の重大インシデントは 1 件のみで、対処済み。
- ②事務部門に対するセキュリティー度の向上等に関する提案を行い、情報システム・セキュリティー検討委員会で承認され、危険性の高いメール添付ファイル自動削除・PC 接続制限・USB デバイス接続制御等の 5 項目のセキュリティー施策の導入を開始、全拠点への導入も完了した。
- ③科技ハブネットワーク拡大・AIP 研究室の地域拠点化に伴い、リスクをヘッジしたネットワーク作りを実施、各地区の事業所・支所・各大学・けいはんな地区の各拠点を結ぶネットワークが完成、上記の①・②の機能も当該ネットワークに適用されている。
- ④更に、改正サイバーセキュリティー基本法に基づき、セキュリティー強化や情報システムのマネージメントを更に充実させるため、内閣府の指導等に基づき、具体的な規程の改正等の対応策の検討も進めていたが、平成 30 年 10 月 1 日に情報セキュリティー基本方針・情報セキュリティー対策規程が施行された。運用も CISO・情報セキュリティー監査責任者等も具体的に決まり、かつ

情報セキュリティー委員会・部会とその役割も明確になり、統制の取れた組織的な活動体制が整い、令和2年度は、情報セキュリティー対策規程の改正が承認された。

#### (6)メンタルヘルス、ハラスメントケア

監査等を通し、現状の把握・研究所としての対応状況やリスク等の確認を実施したが、令和2年度は、感染症拡大による在宅勤務強化、リモートでの業務遂行により状況変化があった。年々減少していた法定外・所定外超過勤務対象者数が、令和2年度は、裁量労働者、非裁量労働者共に、大幅に増加し、3年前の平成29年度の状況まで戻った。また、健康管理室・産業医面談件数も大きく増加、内訳は、メンタルヘルスやハラスメントに関する相談件数が例年以上に増加、また、感染症拡大に伴い、身体に関する相談件数も大きく増加した。健康管理室・人事課・複数の相談窓口担当者が、相談者・対象者に丁寧に対応し、大きな問題までには発展していないが、相談に留まらず、顕在化する事案が散見される事も事実で、今後とも、注意深く、継続して現場をモニタリングしていく必要がある。

#### (7)研究支援業務

①安全管理室業務は、法令に適合した研究活動継続には不可欠で、適正な届出も重要、しかし、5年後以降を俯瞰すると、室長レベルの人材の後継者不足、職員の不足があり、理研として優先的な人材確保策が方針として打ち出され、若手の採用が少しずつ見られる様になったが、今後をフォローしていきたい

②令和2年4月、理研内の施設老朽化が著しく、中長期的な老朽化対応・施設維持業務・修繕業務を実施していくため施設部が設置された。しかし、当該業務従事者も、後継者不足、人員不足、高齢化の慢性的な問題を抱えており、安全管理業務同様、優先的な若手の雇用・中途採用促進の策を取っているが、人員確保に困難を極めている。更に、予算確保という難題も抱えており、理研としての全体計画を示しての関係省庁との折衝、あるいは固定費削減・業務効率化による費用捻出も検討している。本件、研究所維持の根幹に係る事案でもあり、合理的な投資計画含め、今後の動向と進捗をフォローしたい。

③放射光科学研究センター・播磨事業所が所掌する放射光施設に関して、この6年間の運転時間に変化はないが、従来、20時間程度のダウンタイムが2倍の40時間以上に増加していた。主な原因は、巨大な共用基盤施設を管理する事業所側施設業務従事者の知識と経験不足に起因していたが、令和2年度において、計算科学研究センター、仁科加速器科学研究センター施設や他の大型共用施設等と同様に、基盤施設の維持・管理に関しては、施設・構造に対して精通した研究者が主導する体制へ変更、また、共用施設は、事業所の施設担当が主導する体制に変更した。現在、その体制で円滑に対応できている事を確認している。

#### (8)無期雇用制度職員と定年制職員について

平成29年度より選抜方式による無期雇用制度が開始、28名が採用されたが、更に平成29年度末から採用時期・業務が存続する事等の条件を満たした対象者に対し、本人の継続雇用の意思を確認後、雇用を継続する限定無期雇用制度も開始された。その結果、令和3年4月1日時点の登用無期は538名(内女性291名)・限定無期は、302名(内女性

280名)で雇用の安定化は進み、年齢分布も20代から70代までの広範囲となる。一方、同時期の定年制職員数は、493名で無期雇用職員全体の約60%で、減少傾向。将来の幹部候補である定年制職員の重要な職責の一つは、引っ越しを伴う転勤をし、理研の各拠点での業務を経験する事を通して全体像を把握して業務を遂行していく事であるが、無期雇用者は、引っ越しを伴う転勤ができない。科学技術ハブ形成や多数の民間・研究法人との共同研究を強化しようという構想を実現していく状況下、理研の将来を担う定年制職員の若手新卒者の採用にも力点を置くための活動が、令和2年度末から開始されているが、雇用が中々進まない事が懸念点。今後を注意深くフォローしたい。

#### (9)働き方改革法案への対応について

客観的な超過勤務時間の明確化・同一労働同一賃金等に関しては、専門家の指導を受けつつ、理研として、一定の方向性を得たところで、一部、対応済みの事案もある。また、予算の制約はあるが、固定給の見直しと格差解消、一定の幅を設けた評価制度始め、給与体系を大きく変えず、納得度向上・人材の流動性確保の方針で、労使交渉が継続している。しかし、人件費増に繋がるおそれが有る事や組合との調整が更に必要な事案も複数残っており、現在も人事施策・人事企画の検討が進められていて、今後をフォローするが、増加する人件費と研究費とのバランスを取ることも重要。

#### 2. 内部統制システムの整備及び運用について

改正通則法に基づく“内部統制システム”に関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められず、細かい要望等に関しても情報を共有し、必要に応じて対応している。

#### 3. 役員の職務遂行に関しての、不正な行為又は法令等に違反する行為について

役員の職務遂行に関する不正な行為や法令等に違反する重大な事実は認められない。

#### 4. 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。会計監査人の職務遂行の適正さを確認するための体制は相当と認め、財務諸表等について監査した結果も適正かつ妥当であると認める。

#### 5. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、理研鼎業・理研数理との連結決算含めて、実施状況を正しく反映していると認める。

### Ⅲ. 独立行政法人改革に関する方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

#### 1. 報酬について

理事長及び役員報酬は、職務内容や実績を考慮すると、それぞれの報酬水準は妥当、また、職員の給与水準も実態が反映されており、妥当と考える。

#### 2. 随意契約の適正化を含めた契約状況

監事と外部委員からなる契約監視委員会において、適正と確認されており、かつ監査においても、公平性・透明性が確保され、競争性のある契約比率向上にも積極的に取り組み、合理的な契約・調達が実施されている事を確認した。なお、委員会の審議概要は、研究所のホームページで公表している。

また、令和3年3月、PFI方式で施工が進んでいた新事務棟の引き渡しは施工業者より実施されたが、高額事案であり、かつ、今後10年以上に渡って支払いが継続される事もあるため、再度、契約の妥当性につき精査したが、特段の問題は無いと判断した。

#### 3. 保有資産の見直し

保有資産の見直しについては適宜適正に行われており、不要財産は国庫納付等の処理がなされており、研究所の対応は、適正であると認める。